

# 令和3年度 集団指導

## ～相談支援系サービス編～

### ～対象サービス～

- ・計画相談支援 ・障害児相談支援
- ・地域移行支援 ・地域定着支援

練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



# 説明内容

- 1－1 人員に関する基準  
(計画相談支援・障害児相談支援)
- 1－2 人員に関する基準  
(地域移行支援・地域定着支援)
- 2 給付費の算定に関する事項
- 3 関係法令等



# 1-1 人員に関する基準 (計画相談支援・障害児相談支援)

## ～従業者～

- 事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。【基準省令 第3条第1項】
- 相談支援専門員の員数の標準は、利用者の数（サービス提供数）が35またはその端数を増すごとに1とする。
- 計画相談支援と障害児相談支援を一体的に運営する場合はその合計数となる。【基準省令 第3条第2項】



- 利用者の数は、1か月平均35件に対し1人の配置（1か月平均とは、前6か月の平均値）

- 7月のサービス提供数が40件と、35件を超えていても、  
下図のような場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	1か月平均	7月
利用者の数	20	25	25	40	45	50	205	34.166...	40

⇒1か月平均（前6か月平均値）が、35件以下のため、相談支援専門員の員数は、1人が標準となる。

- 7月のサービス提供数(35件)が、35件を超えていなくても、  
下図のような場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	1か月平均	7月
利用者の数	20	30	40	40	45	50	225	37.5	35

⇒1か月平均（前6か月平均値）が、35件以上のため、相談支援専門員の員数は、2人が標準となる。

## ～従業者～

- ➡ 相談支援専門員は、原則、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。

【解釈通知 第二の1(1)】

※サービス提供時間帯＝当該事業所での勤務時間（常勤・非常勤は問わず）



- ➡ 業務に支障のない場合は、当該事業所の管理者や他の事業所等の職務に従事させることができる。

## ～管理者～

- ▶ 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。 【基準省令 第4条】
- ▶ 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。 【解釈通知 第二の1(2)】



- ▶ 業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務や他の事業所等の職務に従事させることができる。

## ～兼務に関する注意点～

- ➡ 相談支援専門員が担当する利用者の利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する場合



- ➡ 中立性の確保や、異なる視点での検討が欠如しかねないことから、やむを得ない場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務を兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援等を実施することを基本とする。



例えば...

計画作成



相談支援  
事業所

就労継続支援  
B型事業所

兼務



継続サービス利用支援等  
(モニタリング等)

## ～兼務に関する注意点～

- ➡ 居宅介護事業所等のサービス提供責任者や日中活動系事業所のサービス管理責任者等と兼務したい場合



- ➡ サービス管理責任者の配置等で「常勤」と定めのあるものについては兼務できない。
- ➡ 兼務先で兼務が可能かどうか、また人員配置基準を満たすかどうか等を必ず確認してください。

例えば…

減算対象

- ・サービス管理責任者欠如減算
- ・個別支援計画未作成減算

相談支援  
事業所

就労継続支援  
B型事業所

要件満たす

管理者

兼務

要件満たさない

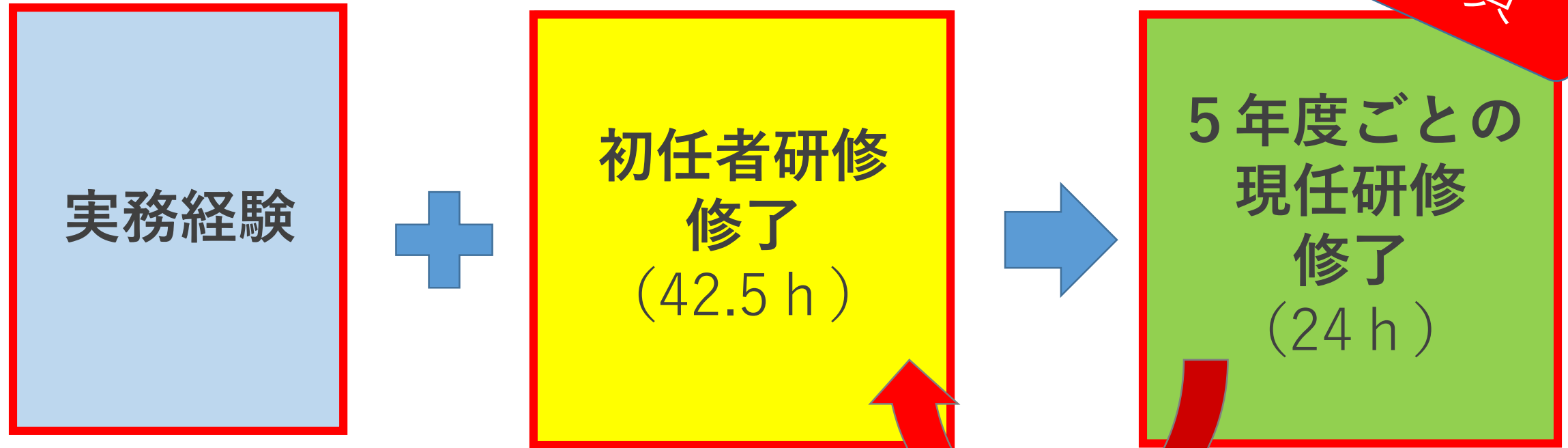
サービス管理責任者





## 【相談支援専門員の資格要件】

必須



### ★現任研修受講に係る実務経験要件

- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ②現に相談支援業務に従事している。

初回の現任研修受講時（経過措置有）には①を、2回目以降の受講時には①または②を満たす必要がある。

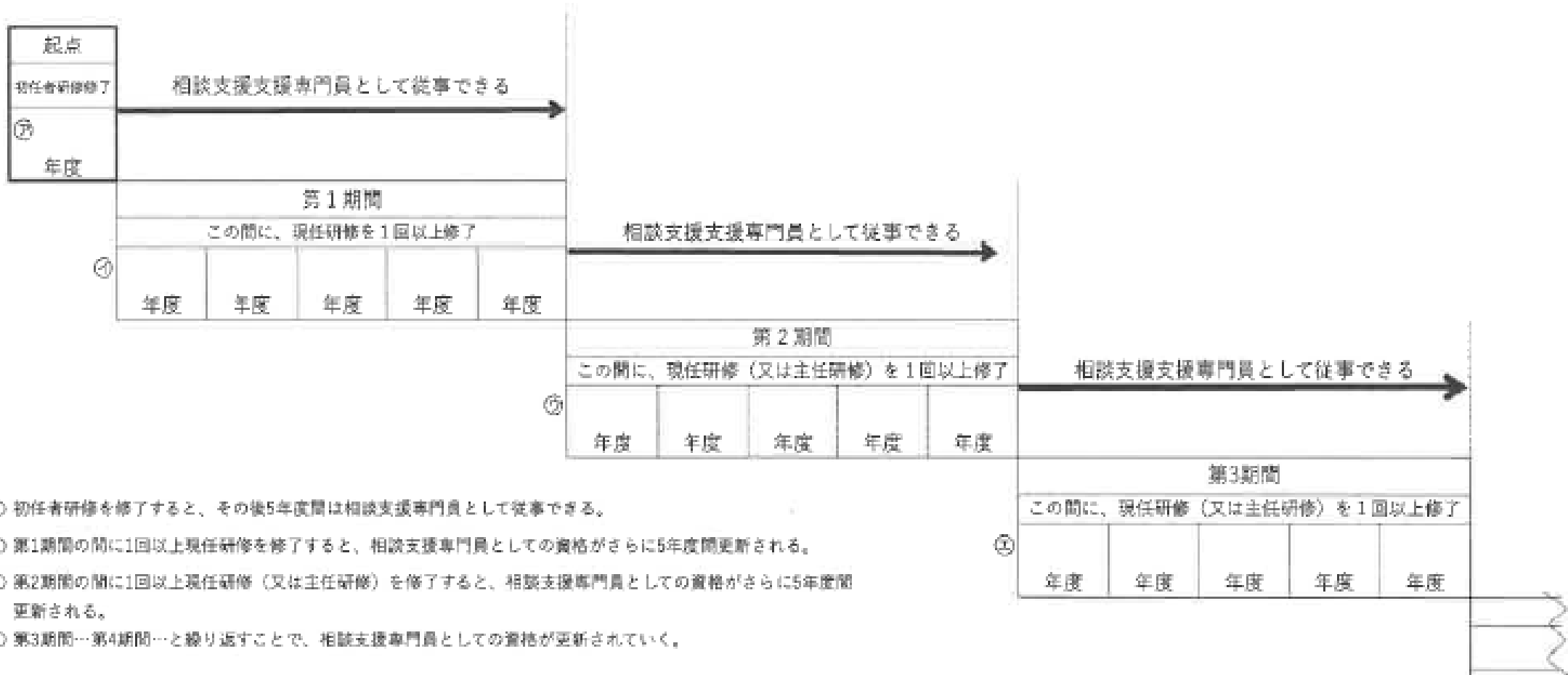
※ 資料【東京都における相談支援従事者等研修について】P6参照

# 現任研修受講年度の早見表

※ 資料【東京都における相談支援従事者等研修について】P13参照

早見表への記入方法（「【別冊】よくある疑問」に、記入の具体例が載っています。そちらも参照してください。）

- 1 初任者研修の修了証書を確認し、証書に載っている修了年度を、㉞に記入する。  
※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。（例えば、平成28年2月8日が修了年月日の場合、修了年度は、「平成27年度」となります。）
- 2 ㉞に、初任者研修修了年度の翌年度から順番に、年度を記入する。
- 3 ㉟に、㉞から続けて、年度を記入する。
- 4 ㊱に、㉟から続けて、年度を記入する。
- 5 現任研修又は主任研修を修了した年度に○をつける。





# 1-2 人員に関する基準 (地域移行支援・地域定着支援)

## ～従業者～

- 事業所ごとに専らその職務に従事する1人以上の従事者（指定地域移行（定着）支援従事者）を置かなければならない。【基準省令 第3条第1項】
- 指定地域移行（定着）支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員でなければならない。【基準省令 第3条第2項】

## ～従業員～

- ➡ 指定地域移行（定着）支援従事者は、原則、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。

【解釈通知 第二の1(1)】

※サービス提供時間帯＝当該事業所での勤務時間（常勤・非常勤は問わず）



- ➡ 業務に支障のない場合は、当該事業所の管理者や他の事業所等の職務に従事させることができる。



## ～管理者～

- ➡ 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。【基準省令 第4条】
- ➡ 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。【解釈通知 第二の1(2)】



- ➡ 業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務や他の事業所等の職務に従事させることができる。

## 見落とし注意！ ～虐待防止のための措置～

第28条の2 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない

- 一 (省略)
- 二 (省略)
- 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための 担当者を置くこと。

第28条の2第3項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。【解釈通知第二の2(25)】

※ 指定障害児相談支援についても同様です。

## 見落とし注意！ ～虐待防止のための措置～

第36条の2

指定地域移行支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない

- 一 (省略)
- 二 (省略)
- 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための 担当者を置くこと。

第36条の2第3項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。【解釈通知第二の2(31)】

※ 指定地域定着支援についても同様です。



## 2 給付費の算定に関する事項

## ～機能強化型サービス利用支援費～

- 【対象サービス】
- ・計画相談支援
  - ・障害児相談支援

- ➡ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）が廃止となりました。
- ➡ 特定事業所加算（Ⅱ）～（Ⅳ）に相当する基本報酬（機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ））が創設されました。
- ➡ 「相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤専従であること」を人員配置要件とする機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）が新たに創設されました。
- ➡ 機能強化型継続サービス利用支援費、機能強化型障害児支援利用援助費および機能強化型継続障害児支援利用援助費も同様の算定要件となります。

## 令和3年度報酬改定に伴う、 基本報酬および特定事業所加算の見直し

※ 継続、障害児（継続）も同様となります。

特定事業所加算【廃止】		機能強化型サービス利用支援費
特定事業所加算（Ⅱ）	➔	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）
特定事業所加算（Ⅲ）	➔	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）
特定事業所加算（Ⅳ）	➔	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）
	【新設】	機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）

- ➔ 特定事業所加算（Ⅰ）において評価していた主任相談支援専門員の配置は、新設された「主任相談支援専門員配置加算」で算定します。
- ➔ 機能強化型サービス利用支援費は、各区分によって**人員配置要件**と**体制等の要件**を満たさなければなりません。

※ 資料【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要】P51～53参照

# 例えば・・・

相談支援専門員を2名配置している場合の人員要件の違い・・・



常勤・専従

現任研修  
修了者



常勤・専従



非常勤・専従



常勤・専従

現任研修  
修了者



機能強化型サービス利用支援費 (Ⅲ)



機能強化型サービス利用支援費 (Ⅳ)

【対象サービス】  
・地域移行支援

## ～地域移行支援サービス費～

【 改正前 】		【改正後】
	新設	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504 単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059単位／月	➔	地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347単位／月	➔	地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349単位／月

- ➔ 地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬が設定されました。
- ➔ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすことが必要です。

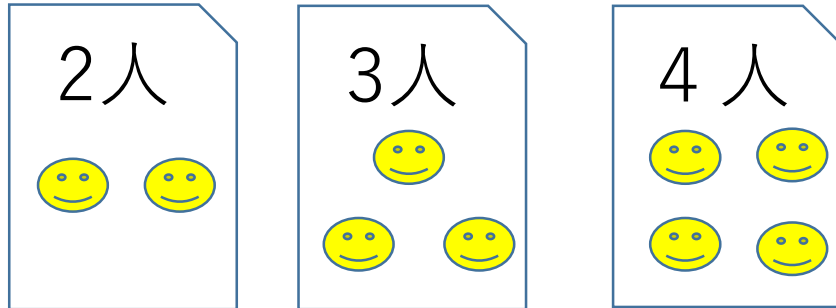


# 例えば・・・

## 地域移行支援サービス費改正前と改正後の違い・・・

改正前

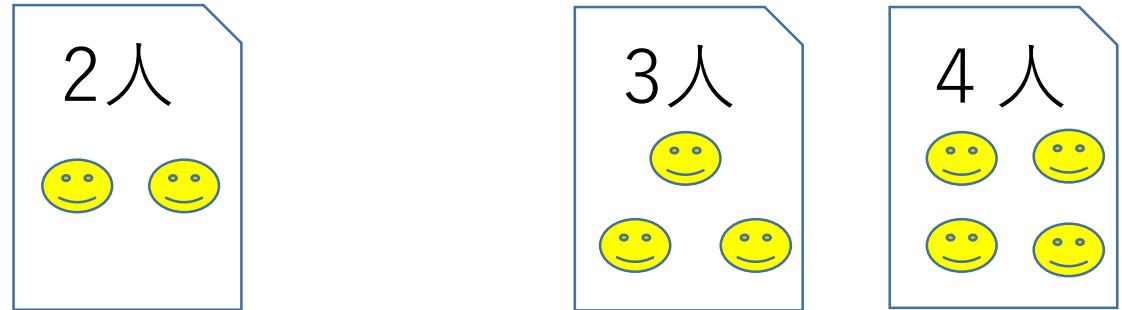
前年度に地域移行した者



地域移行支援サービス費  
(I) 3,059単位

改正後

前年度に地域移行した者



地域移行支援サービス費  
(II) 3,062単位

地域移行支援サービス費  
(I) 3,504単位

【対象サービス】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援

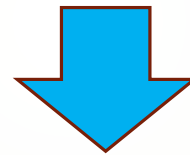
## ～サービス提供時モニタリング加算～

- ➡ 計画作成月以外において、サービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービス等を提供する事業所または提供場所を訪問することで、サービス提供場면을直接確認し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。
- ➡ 事業所におけるサービスの提供状況、サービス提供時の利用者の状況等の事項を確認し、記録する必要がある。
- ➡ 利用者1人につき、月1回を限度として算定可能。
- ➡ 1人の相談支援専門員がひと月に請求できる件数は39件が限度。

## 指摘事例① 「給付費の算定および取扱」

### 【主な指摘事項】

× 機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件である利用者に係る伝達等を目的とした会議の記録が一部しか残されていない。



実施回数分の  
記録がな～い



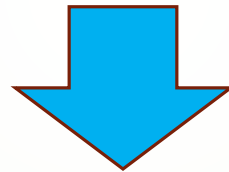
- ➡ 利用者等に係る伝達等を目的とした会議が、定期的に開催されたことが客観的に確認できるよう、全ての会議についての記録を残してください。
- ➡ 留意事項通知において、「定期的」とは概ね週1回以上と示されています。

（留意事項通知：第4の1（1）参照）

## 指摘事例②「給付費の算定および取扱」

### 【主な指摘事項】

× モニタリング結果とサービス提供時モニタリング加算の記録がそれぞれ作成されていない。



▶ 定期的なモニタリングとサービス提供時モニタリング加算に係る現場確認等を同一日に行い、加算を算定する場合は、モニタリング結果の記録と確認結果の記録をそれぞれ作成してください。（H30年度報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問86参照）

### 3 関係法令等①

#### ～法令等～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則
- 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

#### ～運営基準～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
【[厚生労働省令 第27号](#)】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
【[厚生労働省令 第28号](#)】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
【[厚生労働省令 第29号](#)】

#### ～解釈通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について  
【障発第0330第21号】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について  
【障発第0330第22号】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について  
【障発第0330第23号】

### 3 関係法令等②

#### ～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【厚生労働省告示第124号】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【厚生労働省告示第125号】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【厚生労働省告示第126号】

#### ～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【障発第1031001号】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【障発0330第16号】

#### ～参考～

- 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A  
(厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 事務連絡)

※障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

ご視聴ありがとうございました

